平成２１年（フ）第２６５号
大阪府大阪市東成区中道１丁目10番６号
アップルハウス森の宮201号
債務者　向井昭一郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野崎　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５０９号
大分市大津町１丁目11番12―201号　ハズパレス舞鶴
債務者　安本　元治
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３２号
熊本県玉名市中145番地
債務者　友原　幸俊
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山野　史寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第１９３号
富山市一本木１番地７
債務者　荒川重建こと　荒川　英矢
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３６５号
愛知県稲沢市日下部北町５丁目36番地
債務者　渡辺　鋭子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８５３号
大阪市都島区友渕町１丁目３番10―108号
債務者　信國　和子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８３号
大阪府摂津市学園町１丁目２番23―502号
債務者　原田久美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３０８号
大阪府門真市幸福町28番29―303号
債務者　中林　礼子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０３号
大阪府枚方市渚元町９番34号
債務者　中村眞裕美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７８号
大阪市北区天神橋３丁目５番20号
債務者　柳川　惠伊
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９９号
大阪市西成区玉出東２丁目１番22号　ハイツダイシン303
債務者　榊原美惠子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５３号
大阪府高槻市東五百住町２丁目18番18号
債務者　大町　正之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４５４号
大阪府高槻市東五百住町２丁目18番18号
債務者　大町　千春
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５１９号
大阪府守口市橋波東之町２丁目７番２号
債務者　石橋　里美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５２９号
大阪府守口市金田町５丁目21番１号
債務者　城戸　和博
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５５２号
大阪府門真市常称寺町20番１号
債務者　蔵内　淳子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７６号
大阪市淀川区加島１丁目20番２―206号
債務者　平野　次郎
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５７７号
大阪市淀川区加島１丁目20番２―206号
債務者　平野　初惠
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部